

火災予防の手続には

電子申請 が便利です



電子申請が可能な届出等は
48様式です。

いつでも

24時間365日時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレット(※)から、場所を問わず申請が可能です。

簡単に

- ① 旭川市のホームページから申請したい届出様式をダウンロード
- ② ダウンロードした届出様式に必要な事項を入力して届出を電子データで作成
- ③ 必要な場合は、添付書類を事前に電子ファイル化して用意 ⇒簡単申請！



申請ページはこちらから

申請時の注意事項

電子申請の場合、控書類等の返却はありません。

消防機関の受付印等が押印された控書類等を必要とする場合は、これまでのとおり、窓口又は郵送による届出を行ってください。なお、郵送の場合は返信用封筒が必要です。

申請された書類内容の確認作業に数日いただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

電子申請の手続きは

旭川市のホームページの「旭川市へのオンライン申請」

「消防・救急」カテゴリー→「各種消防本部・消防署へ提出する申請、届出等」



消防本部予防課「申請・届出様式出力ページ」

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/557/559/p0078141.html>

電子申請可能な手続の一例 (令和6年4月1日現在)

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ① 防火(防災)管理者選任(解任)届出書 | ⑧ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 |
| ② 消防計画作成(変更)届出書 | ⑨ 工事整備対象設備等着工届出書 |
| ③ 統括防火(防災)管理者選任(解任)届出書 | ⑩ 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書 |
| ④ 全体についての消防計画作成(変更)届出書 | ⑪ 自衛消防訓練通知書 |
| ⑤ 自衛消防組織設置(変更)届出書 | ほか、37様式の手続きが可能となりました。 |
| ⑥ 防火対象物点検結果報告書 | 詳細は消防本部予防課「申請・届出様式出力ページ」を |
| ⑦ 防災管理点検結果報告書 | 御確認ください。 |

※電子申請を行う際は、使用する機器にExcelやWord、PDF等を使用できるものがが必要です。

また、申請した内容の処理状況は申請者本人が随時、照会することが可能です。

届出書について担当部署による内容確認後、受付処理が完了した旨を電子メールによりお知らせします。

電子申請方法に関するお問い合わせ先

旭川市消防本部 予防課

TEL:0166-74-3584(直通)

Eメール:

yoboshido@city.asahikawa.hokkaido.jp